# 北九州市監査公表第13号 令和元年11月15日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類包括外部監査
- 2 選定した特定の事件 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 平成30年7月11日から平成31年2月21日まで
- 4 監査公表の時期 平成31年3月27日(平成31年監査公表第14号)

#### 監査の結果に基づく措置状況

## (1) 住宅セーフティネット機能の充実

#### 監 杳 の結 果

#### 措 置 状 況

# (ア) 市営住宅入居者の年次収入申告 について

(建築都市局住宅管理課)

出される年次の収入申告に基づき、翌一つては、国土交通省からの通知(「公 |年度の家賃を決定している。北九州市||営住宅における高額所得者等に対する 営住宅条例においては、入居者からの閉渡しの促進等の措置の実施について 収入の申告がない場合には、近傍同種|(平成22年12月2日付け国住備第 の住宅の家賃とする旨が定められてい 8 4 号通知) 」) に沿って運用してき る。しかしながら、収入未申告者の内にところであるが、使用料の決定にお 、収入超過者の一部で翌年度の家賃はける「公平性」の確保を図る観点から |近傍同種の住宅の家賃になっておらず|、収入超過者のうち収入未申告者には 、条例通りの運用がなされていない。 近傍同種家賃を徴収することを明確に いる入居者の市営住宅使用料の決定にしを行った。 関する事務手続を見直し、運用方法を なお、運用の見直し時期は、平成3 周知徹底する必要がある。

市は、市営住宅の入居者から毎年提 収入未申告者の使用料の決定にあた このため、市は、収入申告を怠ってした市営住宅条例の改正と運用の見直

> 0年12月に発送した「収入認定通知 書」において翌年度の使用料の目安を 記載していることから、令和2年度か らとする。また、運用の見直しにあた り、入居者からの収入の申告がない場 合には、「近傍同種の住宅の家賃を課 する」ことを収入申告書提出の依頼文 書や収入申告書の未提出者に対する督 促の文書に明記する等、十分な周知を |行うこととしている。

- 6 監査の結果(意見)に基づく措置状況
- (1) 多様な世帯のニーズに対する居住支援の充実

#### 措 置 状 況

# (ア) <u>最低居住面積水準未満世帯割合</u> <u>について</u>

(建築都市局住宅計画課)

市が、北九州市住生活基本計画の成果指標として定めている、「最低居住面積水準未満率」について、計画通りに進捗していない。これに関する具体的な原因及び理由を分析した上で、今後の住宅政策に生かすことが望まれる

「最低居住面積水準未満率」については、総務省が行っている「住宅・土地統計調査」のデータを引用しているため、詳細な分析は困難であるが、成果指標が悪化したことについて考えられる要因の検討を行っている。例えば

- ・郊外の比較的面積の大きな住宅が空 き家となることで、調査対象から外 れ、母数が減少することで数値が悪 化
- ・利便性の高い街なかの狭小な住宅が 更新されないこと
- ・世帯人数により基準が異なるため、 同じ住宅でも世帯人数の増加により 悪化

等が考えられる。

また、北九州市住生活基本計画(第 2期)の策定に当たり、有識者等による「北九州市住生活基本計画(第2期 )策定に係る懇談会」において、第1 期計画の成果指標について評価を行い 、既存住宅全体の質の向上を目指した 取組が必要という結論を得た。

第2期計画においては、基本目標の 1つに「良質な住宅ストックの形成と 住宅市場の活性化」を掲げ、今後10 年間で、良質な住宅供給、空き家活用

### 措 置 状 況

及び老朽空き家等の除却等により、最低居住面積水準未満世帯数の早期解消 を図ってまいりたい。

具体的には、今年度は、良質な住宅 供給のため、市の行う補助制度等で住 低面積基準を設けるなどして、「住事業」 なら北九州 定住・移住推進事と、 定住・移住推進事と、の戸募集枠を拡大しの でき家活用のため、「住まいて、 空き家活用のため、「住まいて、 安心・流通促進事業」において、 を 安心・流通促進事業」ではいて、 を 安心を 新たに購入等する方も対象と 相続で住宅を取得されるなどの 取組を 行っている。

# (イ) 外遊び(プレイパーク) の周知<u>について</u>

(子ども家庭局青少年課)

平成31年3月1日付けで、NPO 団体等と協働で開催しているプレイパークの開催日時、場所などの情報を市ホームページへ掲載した。あわせて市内で開催されているプレイパーク情報も掲載し、市民への情報提供に努めている。

市民がより、市ホームページへアクセスしやすいように、上位カテゴリーの位置を「トップページ→くらしの情報→子育て・教育」へ変更した。

「市内で開催されているプレイパー ク一覧」をPDFでダウンロードでき るようにした。

今後、市ホームページから主催団体

### 措 置 状 況

のホームページ (掲載可能な団体のみ) ヘリンクできるような工夫を行っていく。

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11901131.html

# (ウ) 子育てに関する評価指標について

(建築都市局住宅計画課)

市は、住生活基本計画において、子 育てに関する実施施策を複数掲げてい るものの、これらの施策に対応する成 果指標が十分でないように見受けられ る。子供の成長を支える取り組みの達 成状況を確認するため、現状の成果指 標の見直しを検討することが望まれる 。

住生活基本計画は、住宅のみならず、そこに生活する人々の生活も含め、 今後の住宅施策の方向性を示すもので あり、様々な施策を総合的に取り組む ことにより、市民住生活に関する質の 向上を目指すものである。

そのため、他の庁内関連計画と連携 し、住生活全般の質の向上に関係する 成果指標や国や県の住生活基本計画の 成果指標を踏まえ設定している。

なお、子育てに関する指標については、『元気発進!子どもプラン(第2次計画)』と連携し、施策を推進している。

# (エ) <u>市営住宅における需給のアンマ</u> ッチについて

(建築都市局住宅管理課)

市が有する市営住宅に対する応募状況について、平成29年度における全市の応募倍率が6.6倍と高い一方で、市には多数の空き家が存在する。当該状況は需要と供給がアンマッチになっていると考えられるため、今後は平準化に向けた取り組みが必要である。

市営住宅はその所在地や募集している部屋の階層、またエレベーターの設置状況等によって応募倍率に大きな差異が出ている。

中層耐火建築物の上層階に空き室が 多いことを考えると、設備の改修で効 果的なことはエレベーターを設置する

# 監査の結果 (意見) 措 置 状 況 ことと考えられる。しかし、エレベー ターのない中層耐火建築物の団地にエ レベーターを設置しても団地の耐用年 数や費用対効果を考えると投資に見合 う効果が得られるとは思われない。そ のため、設備の改修ではなく、募集方 法等を工夫することで需要を満たして いきたい。 需要の低い団地については、既に先 着順募集や常時募集を実施して入居率 の向上を図っている。また、令和元年 6月の条例改正で単身者や市外在住者 も先着順募集や常時募集の団地に応募 できるようにした。

## (2)街なかで快適に共住できる住宅供給の促進

### 監査の結果(意見)

#### 措 置 状 況

## (ア) 実施施策に対する評価指標につ いて

### (建築都市局住宅計画課)

なかで快適に居住できる住宅供給の促たり、第1期の成果指標のほか、人口 |進を行うための施策を複数掲げている|・世帯の現状、住まいの現状、まちの 。一方、これらに関する成果指標は、|現状など様々な角度から現状分析を行 主に人口の増加数や住民の満足度調査」い、計画策定を行っている。 となっている。施策の実施による成果 基本計画においては、国及び福岡県 を把握し、成果を基に継続や中止の要の住生活基本計画を踏まえ、様々な施 否を合理的に判断するためにも、成果|策、事業を実施することで総合的に評 |指標をより具体化することが必要であ|価する内容を成果指標として設定して る。

市は、住生活基本計画において、街 住生活基本計画 (第2期)策定に当

おり、個別の事務事業レベルの成果に ついては、今年度からぶら下がり事業 の確認などを行い、進捗管理を行って いく予定である。

# (イ)北九州市都市景観賞の開催等で <u>選定された景観の活用について</u>

### (建築都市局都市景観課)

る住まいづくりを促進するため、市民なメディアを介して地域情報の発信を 主体の魅力ある住まい・まちづくりに一行っている「地域情報ポータルサイト 力を入れている。その実施施策の一つ|G-motty」に、平成31年3月 として、景観に関する情報発信や支援から、都市景観賞受賞施設等を地図上 魅力的な建築物や街並みを表彰してい|うにした。これにより、歴史、ものづ る。このため、北九州市都市景観賞を|くり、自然など、本市の魅力的な景観 受賞した建築物や街並みを、市の資産に直にふれる機会を拡大し、景観の大 と捉え活用すべきである。

市は、地域の個性を生かした魅力あし地域情報を収集、蓄積し、さまざま として北九州市都市景観賞を開催し、で表示し、閲覧者の現地訪問を促すよ 切さの認識・共有に努めるとともに、 まちへの愛着や誇りを育むシビックプ ライドの醸成に繋がる景観づくりに努

#### 措 置 状 況

めている。

あわせて、同時期に(平成31年3 月)、都市景観課のホームページにも 当サイトのリンクを貼り、より多くの 方が閲覧できるようにした。

# (ウ) 誘導区域外の建築等を誘導区域

## へ促す仕組みについて

(建築都市局都市計画課)

め、誘導区域外で計画されている建築|措置法及び国土交通省の都市計画運用 等を誘導区域へと促す、立地誘導を試|指針に基づき運用しており、都市計画 みている。

れている届出制度では、立地誘導を行|を把握するために設けられている」と うまでに至っていない。立地誘導とい|されている。 う目的を達成するために届出制度の運 用方法の変更、または新たな施策を講してままとし、勧告を行うべきものや、 じることが望まれる。

市はコンパクトシティ構想実現のた 届出制度については、都市再生特別 |運用指針においても、「届出制度は居 しかし都市再生特別措置法に定めら|住誘導区域外における住宅開発の動き

> 運用方法については、今後とも現状 支援等の情報提供を行う機会があれば 、積極的に対応していく。

> ただし、国の方針を注視しながら、 |運用制度の変更などがあれば、随時対 応を検討していく。

> また、その他の立地誘導の施策につ いても、本市の立地誘導の状況や国の 動向、他都市の施策を確認しながら、 随時検討を進めていく。

# (エ) 市営住宅建替えにおける集約に ついて

(建築都市局住宅整備課)

街なかへの再配置を促進する旨を住生|既存の地域コミュニティ等に配慮し、 活基本計画に記載している。一方、直|区域外の複数団地を集約した例外的な

市は、市営住宅について、郊外から 居住誘導区域外での建替え事例は、

近の事例を見ると、居住誘導区域外の|ケースである。 市営住宅を集約のために建替え等する |際に居住誘導区域内への集約をしてい|戸数を大幅に減らしており、長期的に ない事例もある。コンパクトシティ構緩やかに街なかに誘導する方針に則し |想実現の観点から、市営住宅建替えの|ている。 |際は居住誘導区域内への集約を更に進| 今後も引き続き、住生活基本計画や

#### 措 置 状 況

この場合も従前に比べて、区域外の

公共施設マネジメント実行計画に基づ き、まちなか居住を誘導する方向で、 集約・再配置を行っていく。

### (オ) 借上公営住宅について

めるべきである。

(建築都市局住宅整備課)

けることへと繋がる。市営住宅の居住が大きくなるため馴染まない。 |誘導区域外の物件の建替えについては| 民間住宅の活用などの検討について 、借上公営住宅を利用すること等によ|は、使いやすい制度への見直し等につ り、長期所有物件への投資リスクを抑いて国への働きかけを行いながら、将 えつつ、必要な市営住宅を確保するこ来に向けた検討を適宜行っている。 とができる可能性もある。市は、既存 今後とも、公共施設マネジメント実 年頃より民間住宅の活用などを検討す討を行っていく。 ることを予定しているが、この時期を 早めることを検討することが望まれる

公営住宅を建設した場合、耐用年数 本市の市営住宅は、新設は行わず建 未到来の建物の建替や用途廃止に関し|替えを基本方針としている。建替えで て、国の承認が必要となる。そのためは、従前入居者の再入居を保障する必 、今後、居住誘導区域外において、市|要があり、借上げ方式については、現 営住宅を建替えることは、居住誘導区|在の国の補助制度の下では、市が直接 域外の居住者が長期間にわたり住み続整備・保有するよりも、市の財政負担

の市営住宅の老朽化後も市営住宅のサ行計画に基づき、世帯数の動向や既存 - ビス水準を維持するため、平成 4 0 |市営住宅の状況等を勘案しながら、検

# (カ) 老朽空き家を除却した跡地の用 途について

(建築都市局監察指導課)

て、空き家等における課題の一つとし|除却後の跡地に関する課題について記 て、空き家の跡地に関する課題をあげ|載しており、空き地問題が全国的な問 ている。

現在、老朽空き家等除却促進事業にあると認識している。 |おいては、空き家除却後の土地の用途| しかしながら、本事業については、 についての定めがない。

ンセンティブを高め、より積極的に空用については、土地所有者に委ねられ き家の除却を促進できるように、跡地でいることから、申請の際に除却後の |について対策をとることが期待される|土地の管理方法や、適正に管理する意

市は北九州市空家等対策計画におい 空家等対策計画においては、空き家 |題であり、本市としても重要な課題で

危険度の高い空き家から優先的に除却 この点につき、空き家の所有者のイすることを目的としており、跡地の活 思を確認することは行っているが、除 却後の土地の用途を定めることは予定 していない。

> なお、斜面地など跡地活用が見込み にくい土地もある。

## (3) 良質な住宅ストックの形成と住宅市場の活性化

### 監査の結果(意見)

#### 措 置 状 況

# (ア) マイホーム借上げ制度を利用し た空き家の解消について

(建築都市局空き家活用推進室)

|進のため、マイホーム借上げ制度の普|である一般社団法人移住・住みかえ支 |及啓発を行っている。同制度の利用に|援機構(JTI)が行っているもので ついて、平成30年8月14日までにあり、市がこれに上乗せする助成金等 契約完了に至ったのはわずか2件であの支援制度をつくる考えはない。 り、利用が少数にとどまっている。中 本市では、「空き家バンク」をはじ 古住宅や空き家などの流通促進をよりめ、既存住宅に新たに住まわれる方が 効果的に進めるために、他の施策の検利用できるリフォーム助成制度や耐震 討等も含め、目的達成への推進が期待|改修の補助制度、さらには平成30年 される。

空き家等の適切な管理と利活用の促 マイホーム借上げ制度は、民間団体

11月から空き家の住宅以外での活用 を支援する「空き家を活かす地域共生 マッチング事業」を創設するなど空き 家の利用促進に努めている。

さらに、空き家の適切な管理を促進 するため、平成31年3月から管理サ ービス会社を紹介する「空き家管理事 業者紹介制度」やケアマネージャーと の連携による「留守宅の放置予防啓発 事業」を新たに開始している。

加えて、平成30年4月から新たに 空き家活用推進室を設け、同室に空き 家の総合相談窓口を設置し、市政だよ り等で周知するなど、当事業を含め民 間団体の取り組む様々なサービスをわ かりやすく市民に示す啓発活動に努め ている。

#### 措 置 状 況

# (イ) 空き家の危険度を判定する際の 判定表について

(建築都市局監察指導課)

、各区及び市で異なる資料が使用され 4月から運用開始している。 ており、引継ぎが生じる場合には重複 した作業が行われている。効率化のた めに、判定表を統一することが望まれ る。

現状、空き家の危険度の判定に際し 危険度判定表を統一し、平成31年

# (ウ) 老朽空き家等除却促進事業にお ける判定シートのマニュアルについ

(建築都市局監察指導課)

、当該空き家等が補助対象かどうかを|のみで判定していたが、平成31年4 判定する基準として補助対象家屋判定|月から「判定マニュアル」を策定し、 |表を利用している。家屋の部位、状態||判定表に加え参考写真を添付するなど ごとに評点がつけられ、一定点数を超しより客観的な判断がしやすいよう改 えれば補助対象となる仕組みである。 |善している。なお、評価項目の内容に

しかし、判定表の評価項目は担当者|ついては変更していない。 の主観的な判断が求められるものが多し くなっていることから、基準を明確に申請者が事前相談に来庁した際に説明 定めたマニュアルを作成することが望した、配布している。 まれる。

老朽空き家等除却促進事業において 平成30年度までは、危険度判定表

判定表は、市HPに掲載し、また、

# (エ) 老朽空き家等除却促進事業の補 助申請時期について

(建築都市局監察指導課)

あるなど危険な空き家等の除却を促進|特別枠の内容が分かりにくい旨の指摘 し、もって市民の安全で安心な居住環|を受けたため、市HPで、特別枠につ |境の形成を図る目的を達成するため、|いて「市が現地調査において、特に危 |老朽空き家等除却促進事業の判定表に|険と判定したもの」という説明を追加

市は、倒壊や部材の落下のおそれが 監査や市議会議員から、当該事業の

措 置 状 況

よる評点が75点以上の老朽空き家等修正した。 について、年間を通して補助の申請を |受け付けている。

しかし、その旨が記載されているの |は、補助金交付要領の第9条のみとな っており、一般の利用者にとって当該 情報を得ることは困難となっている。

空き家等の老朽化が進行している場 合には、年間を通して補助金の申請を 受け付けている旨の情報をその他の方 |法でも周知することが望まれる。

## (オ) 老朽空き家等除却促進事業にお

## ける所得制限の設定について

(建築都市局監察指導課)

の支給対象には所得制限を設けておら|環境の形成を図ることを目的とし、危 ず、また法人も交付対象となっている|険度が高いものから優先して対応する

補助金を受けて空き家を除却したいい。 という市民の需要は高く、補助対象者 なお、本事業の周知については、市 目的を達成できる可能性がある。

老朽空き家等除却促進事業の補助金 本事業は、市民の安全で安心な居住 こととしており、経済的な問題で空き 市の当該補助金の予算が毎年上限近|家が除去できない所有者に対する金銭 くまで利用されている現状を鑑みると|的補助を主たる目的とするものではな

の所得によって段階的に制限等を設け一政だよりや市HP、固定資産税の納税 るといった対応により、より効率的に|通知書にチラシを同封するなど、幅広 く実施している。また、当課が指導し ている危険度の高い空き家については 個別に当該事業の案内を行っている。

# (カ)防犯に関する市の管理状況につ いて

(建築都市局住宅計画課)

|犯・防火対策の普及啓発に関する目標|の方向性を示すものであり、その中で

市は、住生活基本計画において、防 住生活基本計画は、今後の住宅施策

措 置 状 況

|施策を定めている。一方、これに対応||良質なストックの形成のため、防犯・ する成果指標は定められておらず、同防火対策を含む様々な施策を推進する 施策に関する達成状況を把握することこととしている。 が難しい状況となっている。このため そのため、良質なストックの形成に |、適切な成果指標を作成し、達成状況|ついては、様々な要因を総合して評価 を適時に把握する必要がある。

されるものである。

なお、個別の事務事業等については 、今年度からぶら下がり事業の確認な どを行い、進捗管理を行っていく予定 である。

措 置 状 況

# (ア) 市営住宅家賃滞納者への措置に ついて

(建築都市局住宅管理課)

|状、市は、北九州市営住宅条例におい||な使用料で賃貸し、または転貸するこ て、滞納者に対する督促、延滞金の徴とにより、国民生活の安定と社会福祉 |収に関する規定を定めておらず、滯納|の増進に寄与することを目的として整 |者に対して遅延損害金や督促手数料を|備されており、その入居者のほとんど |請求していない。これらは、滞納者に|が低所得者である。 対してペナルティとして課す費用負担 住宅使用料を支払えない滞納者は、 であり、指定納期限内に適切に家賃を|年金生活者や母子世帯などの個々の事 |支払った入居者との公平性の観点から||情を抱えた生活困窮者が多く、福祉部 、延滞金等を適切に算定し請求を行う|局等とも連携を図りながら、分割納付 必要があると考えられる。

市には、平成29年度において、3 市営住宅は、公営住宅法に基づき住 393世帯の滞納者が存在する。現|宅に困窮する低所得者に対して、低廉

等による滞納解消に取り組んでいる。

遅延損害金等の賦課は、滞納者に対 して更なる負担を課すことになり、セ ーフティネットの観点からも適当では |ないと考えられるため、市営住宅条例 に遅延損害金等の規定を設けていない

なお、再三の催告にもかかわらず滞 |納の解消に応じない等の悪質な滞納者 に対しては、住宅の明渡しとともに、 近傍同種家賃の2倍に相当する額の損 害賠償金を請求する法的措置を実施し ており、遅延損害金等よりも重いペナ ルティを科している。

このことにより、指定期限内に適切 に家賃を支払った入居者との間に一定 の公平性を担保しているが、遅延損害 金の徴収については、他都市において

#### 措 置 状 況

も判断が分かれているところであり、 今後も他都市の動向等を見ながら検討 してまいりたい。

# (イ) 福岡県営住宅との関係性につい <u>て</u>

#### (建築都市局住宅管理課)

の供給の観点で、福岡県との連携の強岡県住宅供給公社のWEBサイトのリ |化を図ることで、公営住宅の利便性を|ンクを貼り付けているだけでなく、福 高めることを検討することが望まれる|岡県とは定期的な情報交換を行ってお

市は、住宅困窮者に対する公営住宅 北九州市のホームページにおいて福 り、今後とも必要に応じて連携を図っ ていく。

> なお、入居要件については個々の自 |治体の事情もあり、福岡県への働きか けは困難である。(県営住宅入居者募 集案内には、原則として持家の方及び 公的住宅の方は申込みできませんと記 |載されている。)

# (ウ) 市営住宅における収入超過者の 取り扱いについて

#### (建築都市局住宅管理課)

市営住宅に入居する収入超過者は、 住宅を明け渡すように努める努力義務し努力義務にとどめられており、明渡 |がある。現状、市は、当該義務が明け|し請求まではできないこととなってい 渡しの努力義務にとどまることから、|る。 住宅を明け渡さない収入超過者に対す このため、収入超過者に対しては、 る対応として、明け渡しの努力義務に 通知により法の趣旨を説明し、明渡し ついて通知する書面を送るのみとなっの努力義務について周知するとともに ている。この点、努力義務ではあるもⅠ、転居先のあっせんについて相談に応 のの、市営住宅が生活困窮者のためにじている。 |住宅を供給することを本来の趣旨とし| 本市の対応については、国が実施す

収入超過者は、公営住宅法上、明渡

ていることを勘案すると、市は、収入る「公営住宅における高額所得者等の

措 置 状 況

超過者に対して、明け渡しの促進に向|実態調査」においても報告しており、 けた方策を検討する必要がある。

国から何ら改善についての指摘はあっ ていないが、今回の監査の意見を踏ま え、個別の指導や面談等について、収 入超過者に対する更なる取組を検討し てまいりたい。

# (エ) 市営住宅家賃の口座振替率につ いて

(建築都市局住宅管理課)

行を促進することが有用と考えられる|いる。 ことから、滞納者に関する口座の見直 監査の意見を踏まえ、平成31年2 しや口座振替への移行を検討すること 月の住宅供給公社との会議において、 が望まれる。

市営住宅に関する家賃の納入方法は 滞納解消のための口座振替への移行 口座振替による方法と納入通知書で園類や長期口座振替不能者に対する口 納める方法がある。家賃滞納件数を減|座の見直しの指導は、電話催告や文書 |少させる観点からは、口座振替への移|催告の徴収業務等を通じて随時行って

> 今後も様々な機会を通じて、口座振替 への移行勧奨や長期口座振替不能者に 対する口座の見直しを勧めていくよう 徹底を図るようにした。また、滞納者 との納付折衝時において、口座振替へ の移行勧奨等の指導を強化するように した。

# (オ) 新たに建設された市営住宅の間 取りについて

(建築都市局住宅整備課)

営住宅である萩原団地について、間取踏まえ、単身専用ではなく単身・二人 りが最低でも2DK(49m)となっ世帯向けの広さ(50m±5)、供給 ていた。一方で、市営住宅入居者に占|割合(戸数の70%±5)を整備基準 める単身者世帯の割合が増加している で設定している (平成30年10月1 こと、また、国が示す誘導居住面積水日に供給割合を見直し済み)。

平成30年12月現在、建設中の市 公営住宅の原則階層(単身不可)を

準は単身40㎡であることを踏まえる 建替えの場合は、再入居世帯の構成 と、今後建設予定の市営住宅について|等も勘案しながら、適切な型別供給を |は、過度な広さとならないような計画|行うよう計画している。 を策定する必要がある。

#### 措 置 状 況

今後とも、コスト縮減の観点から、 整備基準に基づき適切な型別供給を行 っていく。

# (カ) 市営住宅における団地別の収支 管理について

(建築都市局住宅管理課)

|状では市営住宅全体を単位とした収支|安定を図るという公営住宅の供給目的 管理を行っており、個々の市営住宅単や住宅のセーフティネット機能の中核 |位での収支管理を行っていない。各市|の役割を果たしている状況等を鑑み、 |営住宅の収支を把握し、それぞれに対||立地条件、建築年数及び入居者の所得 する収支状況等の分析を行うことが、|に応じた使用料等の差異により個々の より有効かつ効率的な運営につながる市営住宅単位での収支状況が異なった ものと考えられる。

市は、市営住宅の収支について、現 住宅に困窮する低額所得者の居住の としても、市内一円に整備している市 営住宅においては可能な限り平等なサ ービスを提供する必要がある。

> このため、個々の市営住宅単位での 収支状況の分析を行うことまでは考え ておらず、市営住宅全体としての収支 状況を把握することが妥当と考えてい る。なお、市営住宅における収支状況 の分析方法等については、他都市の動 向等を見守りたい。

# (キ) 市営住宅家賃滞納者に対する対 応指針について

(建築都市局住宅管理課)

る滞納整理の事務の流れを「北九州市」々の滞納者の状況に応じた対応が必要 営住宅家賃滞納整理要綱」に定めていであり、電話や直接訪問については定

市は、市営住宅の家賃滞納者に対す 家賃滞納者に対する納付指導は、個

措 置 状 況

る。同要綱では、督促状や催告状のよ|量的な対応を行っていない。しかし、 うな文書の送付については、どのよう|監査意見にあるように納付指導は各担 な要件に該当する滞納者を対象とする当者の知識や経験によるところが大き かの指針が定められているものの、電いことから、組織内の情報共有やノウ 話や直接訪問については、どの滞納者|ハウの継承のため、より具体的な事務 に対して行うかの判断が職員個人の裁マニュアルを平成31年4月に作成し |量に任せられており、マニュアルで定|、職員の異動日である平成31年4月 められていない。これらの督促に関す 25日に事務引継の一環として周知・ る指針を明確にして、より公平かつ効|使用開始しており、今後も異動の際の 率的な滞納整理を行うことが望まれる事務引継において後任に周知すること

とした。

# (ク) 収入申告書未提出の入居者に関 する分析について

(建築都市局住宅管理課)

関する未申告者について、未申告理由年82%程度であり、未提出理由の多 の分析及び今後の取り組みへの反映をくは、多忙や書類紛失、失念を理由と 行っていない。収入申告率は約98% するものである。その後、督促状の送 で推移しているものの、収入の申告は|付、来年度家賃のお知らせ、電話連絡 |北九州市営住宅条例にも義務付けられ|、ふれあい巡回員による声かけなど様 ていることから、自発的な申告を強く|々な方法により収入申告書提出を促す 促すとともに、未申告に関する原因及|ことで、例年98%程度の申告率を確 び理由を分析、検討する必要がある。

市は、毎年度における収入の申告に 収入申告書提出締切時の申告率は例 保している。

> 監査の意見を踏まえ、平成31年2 月の住宅供給公社との会議において、 今後も様々な機会を通じて、収入申告 書提出の促進の取組を行っていくよう |徹底を図るようにした。

# (ケ) 市営住宅の鍵の管理について

(建築都市局住宅管理課)

市は、市営住宅の鍵の管理について 監査の意見を踏まえ、鍵の貸出に当

以下の方針により管理を行っている|たり、台帳を作成したうえで鍵の管理

- ① 空き家の鍵は市が管理しているも のの、保管場所は特段施錠されていな【貸出時記入】 V1
- 物調査を行っていない。

これらについて、鍵の盗難による紛|の残本数 失リスク防止のため、市は適切に現物 【返却時記入】 管理を行う体制を構築する必要がある①返却日、②返却者名、③備考 と考える。

#### 措 置 状 況

を行うこととした。

台帳には

①貸出日、②団地名と部屋番号、③受 ② 保有する鍵について、定期的な現間した業者名、④受領者名、⑤貸与し た職員、⑥返却予定日、⑦貸出後の鍵

を設ける。台帳管理をすることで、貸 |出本数や残本数が把握でき、また、担 当者以外でも鍵管理が可能となる。

なお、鍵の管理方法については、保 管場所や施錠等について住宅供給公社 と協議したい。

# (コ) 市営住宅に入居する留学生に対 する在留資格の確認作業について

(建築都市局住宅管理課)

|居者について、入居時の入居資格は確|例上の入居時のみに必要な要件である |認しているが、その後の更新時の在留|「市内に住所を有すること」を充足し |資格を確認する必要はないという方針||ているかを確認するため入居時に住民 をとっており、在留資格の継続的な確厚を提出させている。外国人の在留資 |認を行っていない。しかし、市民の税||格の確認はその住民票の記載事項をも |金を財源としている市営住宅に、在留|って行っている。 資格のない外国人が入居することには しかし、確実に入居後の在留資格の 、問題があると考えられるため、在留 調査を行うためには、法律上の根拠が 資格を有していることの確認を行うこ|必要であるが、公営住宅法上、在留資 とが望まれる。

市は、市営住宅に関する外国人の入 入居者については北九州市営住宅条

格の調査権は認められていないため在 留資格の継続的な確認はできない。

なお、在留資格を喪失した不法滞在 者については、出入国在留管理庁の入

#### 措 置 状 況

国警備官による違反調査により明らか になるものであり、その場合には出入 国在留管理庁による適切な措置が講じ られている。

## (サ)市営住宅入居者における連帯保 証人情報のアップデートについて

(建築都市局住宅管理課)

市営住宅の入居者が、入居時に設定 令和2年4月施行予定の民法の一部 する連帯保証人は、入居者より申請が を改正する法律では、連帯保証人をつ ない限り、住所や連絡先等の情報のア|ける場合には、極度額を設定する必要 ップデートが行われない。家賃の円滑があると定めている。 な回収の観点から、連帯保証人の重要 そのため、改正民法の施行に合わせ |性は大きいと考えられるため、連帯保|て、令和2年4月以降の入居者につい |証人の状況に変化が生じていないか定|ては、連帯保証人を廃止することとし |期的に確認を行う体制の構築を検討さ||て市営住宅条例を改正した。 れたい。

令和2年3月31日以前に入居して いる世帯の連帯保証人となっている者 の状況については、入居承継の手続時 等の際に確認していきたい。

# (シ) 市営住宅入居者に対するアンケ ートについて

(建築都市局住宅管理課)

|宅の満足度等に関するアンケート調査||を目的に考えている。このアンケート が効果的に行われていないように見受 に入居者の要望を捉えられる質問を設 |けられる。今後の市営住宅に関する方||けるなどして、より満足度等が捉えら |針を策定するに当たり、入居者のニー|れるアンケート調査になるよう効果的 |ズや問題点等を把握することは有意義|な実施方法を検討していきたい。 な情報になるものと考えられる。現状 の課題等を把握する観点から、入居者 に対するアンケート調査の実施方法を 検討することが望まれる。

市営住宅の入居者に対して、市営住 現在のアンケートは職員対応の向上

#### 措 置 状 況

## (ス) 市営住宅の共有スペースにおけ る清掃状況について

(建築都市局住宅管理課)

現場視察の結果、市営住宅の共有スト監査の意見を踏まえ、平成31年1 ペースにて、自転車、バイク及びチラ|月に対象団地の住戸へ注意文書を配布 シ等が散乱しており、段ボールが積まして、改善を図った。 |れている他、様々な点で規則に反した| |形で使用されている状況であるため、|のしおり」、毎年12月には全入居者 |入居者に指導を行い、環境の改善を図|に「市営住宅だより」を配布して定期 ることが必要と考えられる。

なお、入居者には入居時に「住まい |的に市営住宅の規則を周知している。 また、規則違反がある団地については 適宜、入居者への指導や注意文書を |配布して改善に努めている。

# (セ)広大な土地の有効活用の検討及 び移転交渉の実施について

(建築都市局住宅整備課)

八幡西区の塔野団地については、昭 当該団地は既に募集停止をかけてお 和43年建設であり、老朽化が進んで|り、現在、他団地を含めた集約廃止の いる。また、敷地自体は6,500㎡|検討を進めている。 と広大である一方、入居世帯数は12世 今後、令和2年度中を目途に、集約 |帯に留まっている。既存入居者に移転|廃止の方針を定め、現入居者との合意 を促すことの困難性はあるものの、低|形成を図りながら移転等を進めていく 入居率住宅の維持コストの削減及び敷し |地の有効活用の観点から、その他の用 途での使用を含め、活用を検討する必 要があるものと考えられる。

# (ソ) 市営住宅に関する修繕について

(建築都市局住宅管理課)

壁の破損等がある市営住宅が見受けらがあった小沢見団地集会所の外壁破損 |れたため、適時に修繕を行う必要があ|については、平成30年11月下旬に る。

現場視察を行った市営住宅の内、外 現場視察を行った際、外壁の破損等 |修繕済みである。

監査の結果(意見)			拮	片	置	L -	状		況			
	な	お、	. 1	主民	とか	5 D	連終	, i ,	公社	土耶	哉員	•
	市職	員;	がゟ	<b>小</b> 壁	<b>きの</b> す	皮損	等の	異	常る	を多	色見	し
	た場	合	は、	速	でやり	らいに	修繕	対	応〕	して	こい	る
	0											
(タ) 市営住宅の住民による改築につ												
<u>いて</u>												
(建築都市局住宅管理課)												
入居者による市営住宅の増築につい	平	成	3 :	1 年	£ 3 ,	下	旬に	対	象任	主戸	⋾を	訪
ては条例で禁止されているにも関わら	問し	, ;	増多	~ 物	」の j	散去	の体	頼	を彳	亍 <	った	لح
ず、市に無断で増築を行っている市営	ころ	•	入月	居 坐	i初(	こ増	築を	·認	め-	C \$	5 ら	つ
住宅が見受けられた。	た旨	の[	回名	答が	あっ	った	0					
	J. J	Ø 7	たと	<b></b>	増	軽に	至る	経	緯る	を確	笙認	し
	た上	で、	Ç	<b></b>	きさえ	ιる	まて	(n)	間~	ま 目	目的	外
	使用	許	可表	をす	- る :	等の	必要	な	対ル	古る	上取	る
	こと	- ح	する	5.								